

平塚市工業界功労者表彰要綱

- 1 平塚市の工業界にあつて、功労があり、かつ、人格及び識見ともに優れ、他の模範としてふさわしい者を、その功績をたたえ、その労に報いるため、この要綱に基づき表彰する。
- 2 被表彰者は、市内の工場を構成員とする各工業会の会長から推薦された者のうちから平塚市工業会連合会会長が推薦し、市長が決定する。ただし、いずれの工業会にも所属しない工場を経営する者あつては、平塚市産業振興部産業振興課長が推薦し、市長が決定する。
- 3 前項に規定する平塚市工業界功労者の推薦は、平塚市工業界功労者推薦書(様式1)により行うものとする。
- 4 被表彰者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものでなければならない。
 - (1) おおむね10年間にわたり本市工業界の発展と相互の協力及び理解のために多大の努力を傾けられ、特に功績が認められる者。
 - (2) 人格及び識見ともに優れ、他の模範となるにふさわしい者。
- 5 表彰は、表彰状及び記念品を授与する。
- 6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。